

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案等に対し提出された意見と総務省の考え方
 【意見募集期間：平成26年3月15日(土)～平成26年4月14日(月)】

No	該当箇所	提出された意見	総務省の考え方
1	<p>電波法関係審査基準(平成十三年総務省訓令告示第六十七号) 全体</p> <hr/> <p>電波法関係審査基準(平成十三年総務省訓令告示第六十七号) 別紙1(第4条関係)無線局の局種別審査基準 第2 地上基幹放送局 2 超短波放送局(地上系) (5)申請局が補完中継局の場合にあつては、(1)から(4)までの基準によるほか、次のとおりとする。 ア～オ</p>	<p>今回示された「電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案」は、既に公表され、当社もその案に対し賛同意見を提出した「AMラジオ放送を補完するFM中継局に関する制度整備の基本的方針」ならびに「FM方式によるAMラジオ放送の補完中継局に関する制度整備」に概ね沿ったものであることから、本案についても賛同したい。</p> <hr/> <p>今回、提示されている訓令案においては、厳正厳格ともいえる審査基準が一部盛り込まれているが、「電波の希少性」「電波利用の公共性の確保」の観点からは当然でもあり、理解できる範囲であることから賛同したい。 今後予定されている開設申請の際には、これら審査基準の厳正厳格性を前提としながら、その手続き、提出書類の簡素化、簡略化を図った上で、「災害によるAMラジオ放送設備への甚大な被害対策」および「深刻なAMラジオ放送の難聴対策」を目的とした「FM方式によるAMラジオ放送の補完中継局」の一日も早い開設に向け、最大限の努力を払って頂くことをお願いしたい。</p>	<p>本訓令案に賛成する御意見として承ります。</p> <hr/> <p>本訓令案に賛成する御意見として承ります。 開設申請の手続きや提出書類については、限られた周波数を有効に利用するために必要なものとし、円滑な審査を行って参ります。</p>
		【青森放送株式会社】	
2	<p>全体</p>	<p>国民の安心・安全の確保、推進に寄与するであろう「放送ネットワークの強靱化」という大きな政策が実現に向かって前進していることは素晴らしいです。</p> <p>経営的に苦しいラジオ部門ではありますが、弊社がFM補完中継局の建設に踏み切ったのは、南海トラフ巨大地震等を想定して「放送インフラの災害対策」「災害時の情報確保・提供」が放送事業者の地域への一番の責務であるとの考えからです。</p> <p>今後予定されている開設申請の際には、厳正・厳格は理解いたしますが、スピード感をもった手続きの簡素化等にご努力をいただければと思います。</p>	<p>本訓令案に賛成する御意見として承ります。 開設申請の手続きに係るいただいた御意見については、1の回答をご覧ください。</p>
	<p>全体</p>	<p>今回示された「電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案」は、先に当社も賛同意見を提出した「AMラジオ放送を補完するFM中継局に関する制度整備の基本的方針案」ならびに「FM方式によるAMラジオ放送の補完中継局に関する制度整備」に概ね沿ったものであります。</p> <p>これを大いに評価、賛同いたします。</p>	<p>本訓令案に賛成する御意見として承ります。</p>
		【南海放送株式会社】	

<p>3 電波法関係審査基準(平成十三年総務省訓令告示第六十七号)全体</p>	<p>今回示された「電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案」は、既に公表され、当社もその案に対し賛同意見を提出した「AMラジオ放送を補完するFM中継局に関する制度整備の基本的方針」ならびに「FM方式によるAMラジオ放送の補完中継局に関する制度整備」に概ね沿ったものであることから、これについても賛同したい。</p> <p>一方で、去る3月28日に政府の中央防災会議で決定された「大規模地震防災・減災対策大綱」にある「首都直下地震、南海トラフ地震等の大災害発生時に備えた情報伝達手段の多重化・多様化の推進」のための具体的施策の一環に位置付けられたと理解できる今回の「災害対策、難聴対策を目的としたFM方式によるAMラジオ放送の補完中継局」の一刻も早い実現に向けて、引き続き、万難を排しての一連の作業推進をお願いしたい。</p>	<p>本訓令案に賛成する御意見として承ります。</p>
<p>電波法関係審査基準(平成十三年総務省訓令告示第六十七号)別紙1(第4条関係)無線局の局種別審査基準第2 地上基幹放送局 2 超短波放送局(地上系) (5)申請局が補完中継局の場合にあっては、(1)から(4)までの基準によるほか、次のとおりとする。 ア～オ</p>	<p>今回、提示されている訓令案においては、厳正厳格ともいえる審査基準が一部盛り込まれているが、「電波の希少性」「電波利用の公共性の確保」の観点からは当然でもあり、理解できる範囲であることから賛同したい。</p> <p>今後、これら審査基準の厳正厳格性を前提としながら、先の政府中央防災会議で決定された「大規模地震防災・減災対策大綱」に示されている「首都直下地震、南海トラフ地震等、今後発生するおそれのある大規模地震への防災・減災対策」の一環でもある、「FM方式によるAMラジオ放送の補完中継局」の開設申請の際には、その一刻も早い実現に向けて、申請手続き、提出書類の簡素化、簡略化を図って頂くことをお願いしたい。</p>	<p>本訓令案に賛成する御意見として承ります。 開設申請の手続きや提出書類に係るいただいた御意見については、1の回答をご覧ください。</p>
【株式会社ニッポン放送】		
<p>4 電波法関係審査基準(平成13年総務省訓令告示第67号)全体</p>	<p>当社は、既に公表された「AMラジオ放送を補完するFM中継局に関する制度整備の基本方針」(案)や「FM方式によるAMラジオ放送の補完中継局に関する制度整備」(案)について賛同意見を提出してきました。</p> <p>今回公表された「電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案」は、これらの制度整備の内容に軌を一にするものであり、本案についても当社は賛同します。</p>	<p>本訓令案に賛成する御意見として承ります。</p>
<p>電波法関係審査基準(平成13年総務省訓令告示第67号) (第4条関係) 無線局の局種別審査基準 第2 地上基幹放送局 2 超短波放送局(地上系) (5)</p>	<p>今回公表された審査基準については、放送の公共性や放送用周波数の希少性に鑑みると、おおむね妥当と考えます。</p> <p>放送局開設申請において、この審査基準の厳正公平な適用は当然であると考えます。一方で、深刻な都市難聴に悩まされているAM局が、いつ発生してもおかしくはない大災害時において、国民の安心安全に必要な情報が広く伝達するために、一日でも早く「FM方式によるAMラジオ放送の補完中継局」が開設できるよう、手続きの簡素化等の検討を要望します。</p>	<p>本訓令案に賛成する御意見として承ります。 開設申請の手続きに係るいただいた御意見については、1の回答をご覧ください。</p>
【朝日放送株式会社】		
<p>5 電波法関係審査基準の一部を改正する訓令全般</p>	<p>本訓令案は、これまでに意見募集がおこなわれ当社も賛意を示した「AMラジオ放送を補完するFM中継局に関する制度整備の基本方針」および「FM方式によるAMラジオの補完中継局に関する制度整備」に概ねそったものであり、賛同いたします。</p>	<p>本訓令案に賛成する御意見として承ります。</p>

<p>別紙1(第4条関係)無線局の局種別審査基準 2 超短波放送局(地上系)</p>	<p>公共財である電波の公平かつ能率的な利用を確保するためには、免許審査は厳正でなければなりません。本訓令案で示された審査基準はその厳正性を満たしており、賛同いたします。 一方、AMラジオ局にとっては急務である「災害対策」「難聴対策」等を目的とした「FM方式によるAMラジオ放送の補完中継局」の一日も早い開設にむけて、厳正性を確保しながらも迅速な審査を要望いたします。</p>	<p>本訓令案に賛成する御意見として承ります。 開設申請の審査については、本訓令案に基づき、円滑な審査を行って参ります。</p>
【株式会社文化放送】		
<p>6 電波法関係審査基準 (平成13年総務省訓令第67号) 全体</p>	<p>この度示された「電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案」については、平成26年1月31日に公表された「AMラジオ放送を補完するFM中継局に関する制度整備の基本的方針」に概ね沿ったものであり、賛同いたします。</p>	<p>本訓令案に賛成する御意見として承ります。</p>
<p>電波法関係審査基準 (平成13年総務省訓令第67号)別紙1(第4条関係) 無線局の局種別審査基準 第2 地上基幹放送局 2 超短波放送局 (地上系) (5) ア～オ</p>	<p>本年1月の「AMラジオ放送を補完するFM中継局に関する制度整備の基本的方針(案)に対する意見募集」の際にも要望しましたが、今後の免許申請に係る手続きに関しては、審査基準の厳格性を保ちつつも、提出書類等の簡素化や、審査期間の短縮化など、災害や難聴で、一刻も早い対策、改善を図りたい事業者が、速やかに免許を取得し、FM補完中継局からの放送が可能となるように、運用面において柔軟な対応を行っていただくことを要望いたします。</p>	<p>開設申請の手続きや提出書類に係るいただいた御意見については、1の回答をご覧ください。 開設申請の審査については、本訓令案に基づき、円滑な審査を行って参ります。</p>
【株式会社TBSラジオ&コミュニケーションズ】		
<p>7 電波法関係審査基準(平成十三年総務省訓令告示第六十七号) 全体</p>	<p>今回示された「電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案」は、既に公表された「AMラジオ放送を補完するFM中継局に関する制度整備の基本的方針」ならびに「FM方式によるAMラジオ放送の補完中継局に関する制度整備」に概ね沿ったものであることから、賛同いたします。</p>	<p>本訓令案に賛成する御意見として承ります。</p>
<p>電波法関係審査基準(平成十三年総務省訓令告示第六十七号) 別紙1(第4条関係)無線局の局種別審査基準 第2 地上基幹放送局 2 超短波放送局(地上系) (5) 申請局が補完中継局の場合にあつては、(1)から(4)までの基準によるほか、次のとおりとする。 ア～オ</p>	<p>今回、提示されている訓令案においては、厳正厳格ともいえる審査基準が一部盛り込まれていますが、「電波の希少性」「電波利用の公共性の確保」の観点からは当然でもあり、理解できる範囲であることから賛同いたします。 今後予定されている開設申請の際には、これら審査基準の厳正厳格性を前提としながら、その手続き、提出書類の簡素化、簡略化を図った上で、「AMラジオ放送設備の災害対策」および「AMラジオ放送の難聴対策」を目的とした「FM方式によるAMラジオ放送の補完中継局」が、早期にその役割を発揮できるよう、最大限の努力をはらって頂くことを要望いたします。</p>	<p>本訓令案に賛成する御意見として承ります。 開設申請の手続きや提出書類に係るいただいた御意見については、1の回答をご覧ください。</p>
【株式会社STVラジオ】		
<p>8 電波法関係審査基準(平成13年総務省訓令第67号) 全体</p>	<p>「電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案」は、当社がこれまで賛同意見を提出した「AMラジオ放送を補完するFM中継局に関する制度整備の基本的方針」、「FM方式によるAMラジオ放送の補完中継局に関する制度整備」に沿ったものであり、歓迎いたします。</p>	<p>本訓令案に賛成する御意見として承ります。</p>

<p>電波法関係審査基準(平成13年総務省訓令第67号) 別紙1(第4条関係)無線局の局種別審査基準 第2地上基幹放送局 2超短波放送局 (地上系) (5)申請局が補完中継局の場合であっては、(1)から(4)までの基準によるほか、次のとおりとする。 ア～オ</p>	<p>今後予定されている開設申請の際には、「災害によるAMラジオ放送設備への甚大な被害対策」および「深刻なAMラジオ放送の難聴対策」を目的とした「FM方式によるAMラジオ放送の補完中継局」の早期の実現に向けて、申請手続き、提出書類の簡素化、簡略化をお願いいたします。</p>	<p>開設申請の手続きや提出書類に係るいただいた御意見については、1の回答をご覧ください。</p>
【株式会社中国放送】		
<p>9 電波法関係審査基準(平成13年総務省訓令第67号) 全体</p>	<p>今回示された「電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案」は、既に公表され当社も賛同意見を提出した「AMラジオ放送を補完するFM中継局に関する制度整備の基本的方針」ならびに「FM方式によるAMラジオ放送の補完中継局に関する制度整備」に概ね沿ったものであることから、本案についても賛同する。</p> <p>FM方式によるAMラジオ放送の補完中継局に関する制度整備は、3年前の東日本大震災を機に改めて認識されたラジオ放送の有用性を今後も社会的に維持していくためのものと理解している。今後予定されている開設申請に際しては、この審査基準等に則りつつ、補完中継局の一刻も早い運用開始に向けて、申請手続き、提出書類の簡素化、簡略化を図っていただきたい。</p>	<p>本訓令案に賛成する御意見として承ります。開設申請の手続きや提出書類に係るいただいた御意見については、1の回答をご覧ください。</p>
【北日本放送株式会社】		
<p>10 電波法関係審査基準(平成十三年総務省訓令告示第六十七号) 全体</p>	<p>「放送ネットワークの強靱化」のためのFM方式によるAMラジオ放送の補完中継局整備実現に向けて、今回示された「電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案」は、具体的な基準を明らかにするものであり、本案について賛同する。</p> <p>一方で、本年3月14日未明に発生した伊予灘沖の地震に際して、当社はラジオ・テレビでいち早く特別番組を放送し地域住民に対して安心・安全情報を提供した。これからも災害に備え更なる確実な情報伝達のため、FM方式による補完中継局整備の一刻も早い実現に向けて努力する所存であり、行政においても一連の作業推進をお願いしたい。</p>	<p>本訓令案に賛成する御意見として承ります。</p>
<p>電波法関係審査基準(平成十三年総務省訓令告示第六十七号) 別紙1(第4条関係)無線局の局種別審査基準 第2 地上基幹放送局 2 超短波放送局(地上系) (5)申請局が補完中継局の場合にあつては、(1)から(4)までの基準によるほか、次のとおりとする。 ア～オ</p>	<p>今後予定されている開設申請の際には、審査基準の厳正厳格性を前提としながら、「災害によるAMラジオ放送設備への甚大な被害対策」および「外国波混信や都市雑音の増加又は地理的・地形的要因による深刻なAMラジオ放送の難聴対策」を目的とした「FM方式によるAMラジオ放送の補完中継局」の一日も早い開設に向け、その手続きの迅速化が図れるよう配慮願いたい。</p>	<p>開設申請の審査については、本訓令案に基づき、円滑な審査を行って参ります。</p>
【山口放送株式会社】		
<p>11 電波法関係審査基準(平成十三年総務省訓令告示第六十七号) 全体</p>	<p>今回示された「電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案」は、既に公表され、当社もその案に対し賛同意見を提出した「AMラジオ放送を補完するFM中継局に関する制度整備の基本的方針」ならびに「FM方式によるAMラジオ放送の補完中継局に関する制度整備」に概ね沿ったものであることから、賛同いたします。</p>	<p>本訓令案に賛成する御意見として承ります。</p>

<p>電波法関係審査基準(平成十三年総務省訓令告示第六十七号) 別紙1(第4条関係)無線局の局種別審査基準 第2 地上基幹放送局 2 超短波放送局(地上系) (5)申請局が補完中継局の場合にあつては、(1)から(4)までの基準によるほか、次のとおりとする。 ア～オ</p>	<p>「電波の希少性」「電波利用の公共性」の観点から、審査基準に一定の厳格さが求められることについて理解し、賛同いたします。 今後予定されている開設申請の際には、その手続き、提出書類の簡素化、簡略化を図った上で、「災害によるAMラジオ放送設備への甚大な被害対策」及び「深刻なAMラジオ放送の難聴対策」を目的とした「FM方式によるAMラジオ放送の補完中継局」の一日も早い開設に向け、最大限の努力を払って頂くことをお願いいたします。</p>	<p>本訓令案に賛成する御意見として承ります。 開設申請の審査については、本訓令案に基づき、円滑な審査を行って参ります。</p>
【九州朝日放送株式会社】		
<p>12 電波法関係審査基準(平成十三年総務省訓令告示第六十七号) 全体について</p>	<p>今回示された「電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案」は、当社も「賛同意見」を提出した「AMラジオ放送を補完するFM中継局に関する制度整備の基本的方針」ならびに「FM方式によるAMラジオ放送の補完中継局に関する制度整備」に概ね沿ったものであることから、本案についても賛同したい。</p>	<p>本訓令案に賛成する御意見として承ります。</p>
<p>電波法関係審査基準(平成十三年総務省訓令告示第六十七号) 別紙1(第4条関係)無線局の局種別審査基準 第2 地上基幹放送局 2 超短波放送局(地上系) (5)申請局が補完中継局の場合にあつては、(1)から(4)までの基準によるほか、次のとおりとする。 ア～オ</p>	<p>今回示された訓令案においては、厳正厳格ともいえる審査基準が一部盛り込まれているが、「電波の希少性」「電波利用の公共性の確保」の観点からは当然でもあり、理解できる範囲であることから賛同したい。 今後予定されている開設申請の際には、これら審査基準の厳正厳格性を前提としながら、その手続き、提出書類の簡素化、簡略化を図った上で、「災害によるAMラジオ放送設備への甚大な被害対策」および「深刻なAMラジオ放送の難聴対策」を目的とした「FM方式によるAMラジオ放送の補完中継局」の一日も早い開設に向け、最大限の努力を払って頂くことを強く要望する。</p>	<p>本訓令案に賛成する御意見として承ります。 開設申請の審査については、本訓令案に基づき、円滑な審査を行って参ります。</p>
【RKB毎日放送株式会社】		
<p>13 電波法関係審査基準(平成十三年総務省訓令告示第六十七号) 全体</p>	<p>今回の「電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案」に関し、以前意見を提出させて頂いた「AMラジオ放送を補完するFM中継局に関する制度整備の基本的方針」ならびに「FM方式によるAMラジオ放送の補完中継局に関する制度整備」における当社の方向性にこの訓令案も沿っておりますので賛同致します。 当県はいつ来てもおかしくない南海トラフ巨大地震の該当地区であります。よって、災害対策も目的としているFM方式によるAMラジオ放送の補完放送局の早期実現に向け、より一層のご尽力をお願い致します。</p>	<p>本訓令案に賛成する御意見として承ります。</p>
<p>電波法関係審査基準(平成十三年総務省訓令告示第六十七号) 別紙1(第4条関係)無線局の局種別審査基準</p>	<p>今回の訓令案において、混信関連の審査基準がかなり厳格なものとなっておりますが、国の財産である電波の有意義で公共的使用を考慮すれば本案には賛同致します。 難聴対策だけでなく有事の対応も加味されている「FM方式によるAMラジオ放送の補完中継局」の開局に関しては、県民の生命財産を守るという観点からも、早期に申請手続きの簡略化等をご検討頂ければと思います。</p>	<p>本訓令案に賛成する御意見として承ります。 開設申請の手続きに係るいただいた御意見については、1の回答をご覧ください。</p>
【四国放送株式会社】		

14	<p>電波法関係審査基準 全体</p> <p>電波法関係審査基準 第2章 第3条(8)イ また、補完中継局を整備する場合は、当該整備に要する費用負担が、免許の有効期間における確実な事業の計画の実施に支障を来たすものではないことが具体的、かつ、適切に記載されていること</p> <p>電波法関係審査基準 別紙1(第4条関係) 無線局の局種別審査基準 第2 地上基幹放送局 2 超短波放送局(地上系) (5)申請局が補完中継局の場合にあつては、(1)~(4)までの基準によるほか、次のとおりとする。 ア~オ</p>	<p>平成26年1月に公表され、当社もその案に賛同した「AMラジオ放送を補完するFM中継局に関する制度整備の基本方針」に沿って、その後「基幹放送用周波数使用計画」の変更をはじめ、AMラジオの補完中継局の本格導入に向けた制度整備が迅速に進められています。 今回の「電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案」も、その制度整備の一環であり、大いに賛同します。</p> <p>基幹放送局の審査として当然のことであり、賛同します。 一方で、これまでの意見募集でも要望しましたが、FM補完中継局の開設は多額の設備投資を伴うものであることから、民放ラジオ事業者のコスト軽減への配慮を望みます。</p> <p>これらは「AMラジオ放送を補完するFM中継局に関する制度整備の基本方針」に沿ったもので、基幹放送局の審査基準として賛同します。 FM補完中継局開設による「都市型難聴」対策は「鉄筋コンクリート建造物による電界強度の低下」、「電子機器類からの電気雑音の影響」などによってますます深刻になる中、早期解消への有効な手段です。 放送の強靱化のひとつである「都市型難聴対策」を一刻も早く実現するためにも、FM補完中継局の申請、審査においては、提出書類の簡素化等を含む迅速な手続きを行っていただくことを要望します。 また、当社の大阪府高石市にあるAMラジオの親局はハザードマップ上では、南海トラフ大地震による津波、浸水の被害を直接受けない地域になっており、FM補完中継局の開設目的は災害対策の適用ではないかもしれません。しかし、送信所への幹線道路が大きな被害を受けると想定され、非常用電源の燃料運搬が難しくなるなど、継続して放送することができなくなるリスクがあります。 当社では、この災害対策への取り組みも含んでいることを付記いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社毎日放送】</p>	<p>本訓令案に賛成する御意見として承ります。</p> <p>本訓令案に賛成する御意見として承ります。 放送ネットワークの強靱化の推進については、総務省としても、引き続き必要な施策を検討し、対応してまいります。</p> <p>本訓令案に賛成する御意見として承ります。 開設申請の手続きや提出書類に係るいただいた御意見については、1の回答をご覧ください。 御社の災害対策の取組については、今後の放送行政を推進する上での参考とさせていただきます。</p>
15	<p>電波法関係審査基準</p> <p>別紙1 第2の2 (5)</p>	<p>AMの補完中継局としてFMを活用する場合の開設目的について、災害対策、外国波混信対策、都市型難聴対策、地理的・地形的難聴対策が掲げられています。これは平成26年1月31日に公表された「AMラジオ放送を補完するFM中継局に関する制度整備の基本的方針」に記載されたAMラジオ受信に関する現実的な問題への対策であり、大いに賛同評価するものです。 また、これら審査基準の運用にあたっては、ラジオ局側の作業が過度の負担とならないよう、柔軟に対応していただくよう、要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社アール・エフ・ラジオ日本】</p>	<p>本訓令案に賛成する御意見として承ります。 開設申請の審査については、本訓令案に基づき、円滑な審査を行って参ります。</p>

<p>16 電波法関係審査基準(平成十三年総務省訓令告示第六十七号)全体 及び 別紙1(第4条関係)無線局の局種別審査基準 第2 地上基幹放送局 2 超短波放送局(地上系) (5)申請局が補完中継局の場合にあっては、(1)から(4)までの基準によるほか、次のとおりとする。 ア～オ</p>	<p>今回示された「電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案」は、既に公表され、当社もその案に対し賛同意見を提出した「AMラジオ放送を補完するFM中継局に関する制度整備の基本的方針」及び「FM方式によるAMラジオ放送の補完中継局に関する制度整備」に概ね沿ったものであることから賛同いたします。 また、別紙1(第4条関係)無線局の局種別審査基準については、極めて厳正厳格な審査基準が盛り込まれていますが、「電波の希少性」「電波利用の公共性の確保」の観点からは当然であり、賛同いたします。 一方、この度の制度整備は、「深刻化するAMラジオ放送の難聴対策」に加え、「放送ネットワークの強靱化に関する検討会中間取りまとめ」の提言等を受けた防災・減災対策が始まりました。いつ発生するかわからない大規模災害に備えるためには「FM方式によるAMラジオ放送の補完中継局」の一刻も早い実現が必要です。 開設申請の際には、審査の厳正厳格性を維持しつつも、申請手続きや提出書類の簡素化・簡略化と制度の弾力的な運用など、「災害対策、難聴対策を目的としたFM方式によるAMラジオ放送の補完中継局」の早期実現に向けて、引き続き、制度整備の一層の推進をお願いいたします。 また、今回の一連の制度整備に引き続き「強靱化に係る周波数の割り当て制度整備の関する基本方針案に対する意見書」で提出させて頂きました AMラジオ放送のFM放送によるギャップフィラーやAMラジオ放送のFM放送による受信障害対策中継局に関しましても、地理的・地形的難聴地域の災害・防災対策として必ずや効果を発揮するものと考えますので、実現に向けて是非ともご検討頂けますよう要望いたします。</p>	<p>本訓令案に賛成する御意見として承ります。 開設申請の手続きや提出書類に係るいただいた御意見については、1の回答をご覧ください。 なお、AMラジオ放送のFM放送によるギャップフィラーについては、技術的条件の検討を行い、制度化を検討して参ります。</p>
【株式会社ラジオ福島】		
<p>17 電波法関係審査基準(平成十三年総務省訓令告示第六十七号)全体</p>	<p>弊社は「AMラジオ放送を補完するFM中継局に関する制度整備の基本方針(案)」に賛同した。今回の「電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案」は、その基本方針に沿ったものと理解でき賛同したい。 今回の目的は難聴対策・災害対策であり、放送の受益者である聴取者の利益が最大化する制度整備を引き続きお願いしたい。</p>	<p>本訓令案に賛成する御意見として承ります。</p>
【株式会社CBCラジオ】		
<p>18 電波法関係審査基準 (平成十三年総務省訓令告示第六十七号)(全体として)</p>	<p>今回示された「電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案」は、平成26年1月31日に公表され、当社も、その案に対し「賛同意見」を提出した「AMラジオ放送を補完するFM中継局に関する制度整備の基本的方針」ならびに「FM方式によるAMラジオ放送の補完中継局に関する制度整備」に概ね沿ったものであることから、これについても賛同したい。</p>	<p>本訓令案に賛成する御意見として承ります。</p>
<p>電波法関係審査基準 (平成十三年総務省訓令告示第六十七号)別紙1(第4条関係) 無線局の局種別審査基準 第2 地上基幹放送局 2 超短波放送局 (地上系) (5)申請局が補完中継局の場合にあっては、(1)から(4)までの基準によるほか、次のとおりとする。 ア～オ</p>	<p>今回、提示されている訓令案においては、厳正厳格ともいえる審査基準が一部盛り込まれているが、「電波の希少性」「電波利用の公共性の確保」の観点からは当然でもあり、理解できる範囲であることから賛同したい。 今後予定されている開設申請の際には、これら審査基準の厳正厳格性を前提としながら、その手続き、提出書類の簡素化、簡略化を図った上で、「災害によるAMラジオ放送設備への甚大な被害対策」および「深刻なAMラジオ放送の難聴対策」を目的とした「FM方式によるAMラジオ放送の補完中継局」の開設に向け、最大限の努力をはらって頂くことを強く要望したい。</p>	<p>本訓令案に賛成する御意見として承ります。 開設申請の手続きや提出書類に係るいただいた御意見については、1の回答をご覧ください。</p>
【東北放送株式会社】		

<p>19 別添3 電波法関係審査基準 別紙1(第4条関係) 第2(5)ウ</p> <p>中波放送の聴取が困難と判断される地点が、継続的かつ原則として1キロメートル四方もメッシュ単位で一定程度の連続性を持って地域的に存在し、その原因等が具体的に確認できるものであること。</p>	<p>中波放送の難聴が発生している地域か否かの判断については、当該地域においての難聴の存在が客観的事実として把握できるようなデータを、該当局が提示すべきであり、これを条件として難聴地域を認定すべきである。</p>	<p>御指摘の電気雑音や外国波混信等により中波放送の聴取が困難と判断される地点については、「登録検査等事業者等規則第20条及び別表第7号第3の3(2)の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件」(総務省告示)に示した方法で測定し、主観評価した場合は、その評価が2以下である地点です。免許申請においては、このようなデータを免許申請書とともに提出いただき、総務省が難聴地域を確認させていただきます。申請空中線電力について審査することとしています。</p>
<p>別添3 電波法関係審査基準 別紙1(第4条関係) 第2(5)エ(ア)A</p> <p>申請局の送信設備の属する都道府県の基幹放送局の親局に使用させることのできる空中線電力(当該補完中継局の送信空中線の海拔高が当該親局よりも高くなる場合は、原則として、当該海拔高が高くなることによる放送区域の拡大を減じた空中線電力)の値を超えないものであること。</p>	<p>補完中継局の空中線電力の値が、同一地域の県域FM放送局親局の空中線電力以下に設定され、かつ送信アンテナ高も考慮に入れて、補完中継局の放送区域が、同一地域の県域FM放送局の放送区域以下に設定されることについて、賛同する。 また、空中線電力値、送信アンテナ高のみならず、その他の諸元についても、都道府県基幹放送局の親局の値を超えない、という基本的考え方により規定されることを、併せて要望する。</p>	<p>FM補完中継局の送信アンテナ高が県域FM放送親局よりも高くなる場合は、空中線電力の上限は後者の空中線電力から当該海拔高が高くなることによる放送区域の拡大効果を減じることが原則ですが、一方で、難聴地域から補完中継局の送信点までの距離が県域FM放送親局よりも遠い場合はその損失効果も考慮する必要があります。また、難聴地域が県域FM放送親局の放送区域の内外にまたがって存在することも想定されます。このため、補完中継局の放送区域と県域FM放送の放送区域の包含関係は一概に言えません。 FM補完中継局のその他の諸元については、災害対策及び難聴対策の目的を達成することを前提に当該FM補完中継局に必要な放送区域を確保するために適切なものとすべきと考えております。</p>
<p>別添3 電波法関係審査基準 別紙1(第4条関係) 第2(5)エ(ア)B</p> <p>中波放送の放送対象地域が関東広域圏の場合にあたっては東京、中京広域圏にあたっては愛知県、近畿広域圏の場合にあたっては大阪府、2つの府県を含む場合にあたっては中波放送の親局の放送区域又は申請局の送信設備の設置場所の属する府県の同地域</p>	<p>補完中継局が補完すべき放送区域について、広域AM放送の放送区域ではなく、左記の都道府県を単位としたエリアで設定されることに賛同する。</p>	<p>基幹放送用周波数使用計画第4の4に定める周波数を使用する難聴対策のFM補完中継局(主たるFM補完中継局)に係る空中線電力については、左記の都道府県を単位としたエリアにおいて、難聴地域で超短波放送の法定電界強度を確保するために必要最小とするものです。</p>
<p>別添3 電波法関係審査基準 別紙1(第4条関係)</p> <p>他の無線局等への混信妨害を排除するため、補完中継局の放送区域と放送区域が重なる超短波放送を行う地上基幹放送事業者等との調整に十分配慮していること。 第2(5)オ(ア)</p>	<p>補完中継局の免許申請にあたっては、既存FM局との事前検討において、混信が発生しないことを既存FM局が事前に確認することが必要であるとする。</p>	<p>FM補完中継局の免許申請においては、その開設により混信妨害の発生可能性がある場合は、中波放送事業者と超短波放送事業者(コミュニティ放送事業者を含む)の間で妨害の排除の対策等に関する調整を行っていただき、結果を示す資料の提出が必要になります。</p>
<p>【株式会社エフエム東京】</p>		

20	<p>別添3 電波法審査基準 別紙1(第4条関係) 第2-2(5)ウ 中波放送の聴取が困難と判断される地点が、継続的かつ原則として1キロメートル四方のメッシュ単位で一定程度の連続性を持って地域的に存在し、その原因等が具体的に確認できるものであること。</p>	<p>中波放送の難聴が発生している地域か否かの判断については、当該地域における難聴の存在が客観的事実として把握できるようなデータを、該当局が提示すべきであり、これを条件として難聴地域を認定すべき。</p>	<p>難聴地域の考え方については、19の回答をご覧ください。</p>
	<p>別添3 電波法審査基準 別紙1(第4条関係) 第2-2(5)イ(7)A 申請局の送信設備の属する都道府県を放送対象地域とする超短波放送を行う他の基幹放送事業者の基幹放送局の親局に使用させることのできる空中線電力(当該補完中継局の送信空中線の海拔高が当該親局よりも高くなる場合は、原則として当該海拔高が高くなることによる放送区域の拡大効果を減じた空中線電力)の値を超えないものであること。</p>	<p>補完中継局の空中線電力の値が、同一地域の県域FM放送局親局の空中線電力以下に設定され、かつ送信アンテナ高も考慮に入れて、補完中継局の放送区域が、同一地域の県域FM放送局の放送区域以下に設定されることに賛同する。また、空中線電力値、送信アンテナ高のみならず、その他の諸元についても、都道府県基幹放送局の親局の値を超えない、という基本的考え方により規定されることを、併せて要望する。</p>	<p>FM補完中継局の空中線電力等の諸元については、19の回答をご覧ください。</p>
	<p>別添3 電波法審査基準 別紙1(第4条関係) 第2-2(5)イ(7)B 中波放送の放送対象地域が関東広域圏の場合にあつては東京都、中京広域圏の場合にあつては愛知県、近畿広域圏の場合にあつては大阪府、二つの府県を含む場合にあつては中波放送の親局の放送区域又は申請局の送信設備の設置場所の属する府県の同地域。</p>	<p>補完中継局が補完すべき放送区域について、広域AM放送の放送区域ではなく、左記の都道府県を単位としたエリアで設定されることに賛同する。</p>	<p>難聴発生地域の対象については、19の回答をご覧ください。</p>
	<p>別添3 電波法審査基準 別紙1(第4条関係) 第2-2(5)オ(7) 他の無線局等への混信妨害を排除するため、補完中継局の放送区域と放送区域が重なる超短波放送を行う地上基幹放送事業者等との調整に十分配慮していること。</p>	<p>補完中継局の免許申請にあつては、既存FM局との事前検討において、混信が発生しないことを既存FM局が事前に確認することが必要であるとする。</p>	<p>混信妨害の排除については、19の回答をご覧ください。</p>
【株式会社エフエム宮崎】			
21	<p>別添3 電波法審査基準 別紙1(第4条関係) 第2の2(5)ウ 中波放送の聴取が困難と判断される地点が、継続的かつ原則として1キロメートル四方のメッシュ単位で一定程度の連続性を持って地域的に存在し、その原因等が具体的に確認できるものであること。</p>	<p>中波放送の難聴が発生している地域か否かの判断については、当該地域における難聴の存在が客観的事実として把握できるようなデータを、該当局が提示すべきであり、これを条件として難聴地域を認定すべきである。</p>	<p>難聴地域の考え方については、19の回答をご覧ください。</p>

<p>別添3 電波法審査基準 別紙1(第4条関係) 第2の2(5)エ(ア)A 申請局の送信設備の属する都道府県の基幹放送局の親局に使用させることのできる空中線電力(当該補完中継局の送信空中線の海拔高が当該親局よりも高くなる場合は、原則として、当該海拔高が高くなることによる放送区域の拡大を減じた空中線電力)の値を超えないものであること。</p>	<p>補完中継局の空中線電力の値が、同一地域の県域FM放送局親局の空中線電力以下に設定され、かつ送信アンテナ高も考慮に入れて、補完中継局の放送区域が、同一地域の県域FM放送局の放送区域以下に設定されることについて、賛同する。また、空中線電力値、送信アンテナ高のみならず、その他の諸元についても、都道府県基幹放送局の親局の値を超えない、という基本的考え方により規定されることを、併せて要望する。</p>	<p>FM補完中継局の空中線電力等の諸元については、19の回答をご覧ください。</p>
<p>別添3 電波法審査基準 別紙1(第4条関係) 第2の2(5)エ(ア)B 中波放送の放送対象地域が関東広域圏の場合にあたっては東京都、中京広域圏にあたっては愛知県、近畿広域圏の場合にあたっては大阪府、二の府県を含む場合にあたっては中波放送の親局の放送区域又は申請局の送信設備の設置場所の属する府県の同地域</p>	<p>補完中継局が補完すべき放送区域について、広域AM放送の放送区域ではなく、左記の都道府県を単位としたエリアで設定されることに賛同する。</p>	<p>難聴発生地域の対象については、19の回答をご覧ください。</p>
<p>別添3 電波法審査基準 別紙1(第4条関係) 第2の2(5)オ(ア) 他の無線局等への混信妨害を排除するため、補完中継局の放送区域と放送区域が重なる超短波放送を行う地上基幹放送事業者等との調整に十分配慮していること。</p>	<p>補完中継局の免許申請にあたっては、既存FM局との事前検討において、混信が発生しないことを既存FM局が事前に確認することが必要であるとする。</p>	<p>混信妨害の排除については、19の回答をご覧ください。</p>
<p>【株式会社エフエム愛媛】</p>		
<p>22 別添3 電波法審査基準 別紙1(第4条関係) 第2 2(5)ウ 中波放送の聴取が困難と判断される地点(省略)が、継続的かつ原則として1キロメートル四方のメッシュ単位で一定程度の連続性を持って地域的に存在し、その原因等が具体的に確認できるものであること。</p>	<p>中波放送の難聴が発生している地域か否かの判断については、当該地域においての難聴の存在が客観的事実として把握できるデータを、該当局が提示すべきであり、これを条件として難聴地域を認定すべきである。</p>	<p>難聴地域の考え方については、19の回答をご覧ください。</p>
<p>別添3 電波法審査基準 別紙1(第4条関係) 第2 2(5)エ(ア)A 申請局の送信設備の設置場所の属する都道府県(省略)の基幹放送局の親局に使用させることのできる空中線電力(省略)の値を超えないものであること。</p>	<p>空中線電力値、送信アンテナ高のみならず、その他の諸元について基幹放送局の親局の値を超えない、という基本的考え方により規定されることを要望する。</p>	<p>FM補完中継局の空中線電力等の諸元については、19の回答をご覧ください。</p>

<p>別添3 電波法審査基準 別紙1(第4条関係) 第2 2(5)オ(ア) 他の無線局等への混信妨害を排除するため、補完中継局の放送区域と放送区域が異なる超短波放送を行う地上基幹放送事業者等との調整に十分配慮していること。</p>	<p>補完中継局の免許申請にあたっては、既存FM局との事前検討において、混信が発生しないことを既存FM局が事前に確認することが必要と考える。</p>	<p>混信妨害の排除については、19の回答をご覧ください。</p>
【株式会社エフエム北海道】		
<p>23 別添3 電波法審査基準 別紙1(第4条関係) 第2 2(5)ウ 中波放送の聴取が困難と判断される地点が、継続的かつ原則として1キロメートル四方のメッシュ単位で一定程度の連続性を持って地域的に存在し、その原因等が具体的に確認できるものであること。</p>	<p>中波放送の難聴が発生している地域か否かの判断については、当該地域における難聴の存在が客観的事実として把握できるようなデータを、該当局が提示すべきであり、これを条件として難聴地域を認定すべきである。</p>	<p>難聴地域の考え方については、19の回答をご覧ください。</p>
<p>別添3 電波法審査基準 別紙1(第4条関係) 第2 2(5)エ(ア)A 別添3 電波法審査基準 別紙1(第4条関係) 第2 2(5)エ(ア)B 申請局の送信設備の属する都道府県の基幹放送局の親局に使用させることのできる空中線電力(当該補完中継局の送信空中線の海拔高が当該親局よりも高くなる場合は、原則として、当該海拔高が高くなることによる放送区域の拡大を減じた空中線電力)の値を超えないものであること。</p>	<p>補完中継局の空中線電力の値が、同一地域の県域FM放送局親局の空中線電力以下に設定され、かつ送信アンテナ高も考慮に入れて、補完中継局の放送区域が、同一地域の県域FM放送局の放送区域以下に設定されることについて、賛同する。 また、空中線電力値、送信アンテナ高のみならず、その他の諸元についても、都道府県基幹放送局の親局の値を超えない、という基本的考え方により規定されることを、併せて要望する。</p>	<p>FM補完中継局の空中線電力等の諸元については、19の回答をご覧ください。</p>
<p>別添3 電波法審査基準 別紙1(第4条関係) 第2 2(5)エ(ア)B 中波放送の放送対象地域が関東広域圏の場合にあたっては東京都、中京広域圏にあたっては愛知県、近畿広域圏の場合にあたっては大阪府、二の府県を含む場合にあたっては中波放送の親局の放送区域又は申請局の送信設備の設置場所の属する府県の同地域</p>	<p>補完中継局が補完すべき放送区域について、広域AM放送の放送区域ではなく、左記の都道府県を単位としたエリアで設定されることに賛同する。</p>	<p>難聴発生地域の対象については、19の回答をご覧ください。</p>

<p>別添3 電波法審査基準 別紙1(第4条関係) 第2 2(5)オ(ア) 他の無線局等への混信妨害を排除するため、補完中継局の放送区域と放送区域が重なる超短波放送を行う地上基幹放送事業者等との調整に十分配慮していること。</p>	<p>補完中継局の免許申請にあたっては、既存FM局との事前検討において、混信が発生しないことを既存FM局が事前に確認することが必要であると考え。</p>	<p>混信妨害の排除については、19の回答をご覧ください。</p>
【三重エフエム放送株式会社】		
<p>24 別添3 電波法関係審査基準 別紙1無線局の局種別審査基準 第2地上基幹放送局 2超短波放送局 (5)ウ</p>	<p>中波放送の難聴地区の判断は「受信状況の評価が2以下」という主観的評価と共に、当該地域が難聴であるという客観的データを当該局が提示し、それを持って行うべきである。 FM補完局の免許申請にあたっては、FM補完局の放送区域内の既存FM局に対し、送信諸元が難聴地区解消のため必要最低限のものであることを明確に示す資料を提示した上で、既存FM局が正式に合意したことを示す資料を添付することを条件とすべきである。</p>	<p>中波放送の法定電界強度はあったとしても、電気雑音の影響や外国波混信等による難聴の場合等は主観評価によらざるを得ません。このため、当該評価により難聴と判断される地点も含め、「継続的かつ原則1キロメートル四方のメッシュ単位で連続性を持って存在し、その原因等が具体的に確認できること」を条件に難聴地区を客観的に判断できると考えています。 また、難聴等の発生状況、FM補完中継局の送信諸元が必要最小のものであることについて、両者の間で合意することは免許申請の条件には当たりません。</p>
<p>別紙1無線局の局種別審査基準 第2地上基幹放送局 2超短波放送局 (5)エ 空中線電力</p>	<p>難聴地区を解消する補完中継局は該当難聴地区の近傍で、かつ最小空中線電力で効率よく改善でき得る場所で、かつ最小限の空中線電力で開設すべきである。 その難聴地区の難聴対策として、効果的なキャップフィルターの設置も検討すべきであると考え。</p>	<p>FM補完中継局の開設に当たっては、他の無線局との混信排除や送信所スペースの確保の観点から、既存のFM送信所やTV送信所から電波を発射する必要がある場合が考えられます。 なお、ギャップフィルターとは受信障害対策中継局を指すものと理解しますが、当該中継局は放送事業者が置局するものではありません。</p>
<p>別紙1無線局の局種別審査基準 第2地上基幹放送局 2超短波放送局 (5)エ 空中線電力 (7)A</p>	<p>(「当該補完中継局の送信空中線の海拔高が当該親局よりも高くなる場合は、原則として当該海拔高が高くなることによる放送区域の拡大効果を減じた空中線電力」と記載されていることに基本的に賛同する。 なお、該当地区の既存FM局の放送区域以上にならないように、拡大効果の減じ方に関しては電波伝搬の理論に沿って決定すべきと考える。 また、空中線電力値、送信空中線高等の諸元に関して、該当地区の既存FM局の親局の値を超えないという考え方を規定されることを要望する。</p>	<p>FM補完中継局の空中線電力等の諸元については、19の回答をご覧ください。</p>

<p>別紙1無線局の局種別審査基準 第2地上基幹放送局 2超短波放送局 (5)E 空中線電力 (7)B</p>	<p>補完中継局が補完すべき放送区域について、広域AM放送の放送区域ではなく、東京広域圏では東京都、中京広域圏では愛知県、近畿広域圏は大阪府としたことに賛同する。 「空中線電力は都市型難聴地域または災害発生時において、AM放送の継続が困難となるおそれのある地域における平成23年総務省告示第285号…に規定する電界強度を確保するために必要最小の値であること」とあるが、送信点が高所にあればFM波は周囲の府県に十分受信できる電界強度で伝搬することになる。そのような事態にならないように送信点、空中線電力及びその他の諸元の決定に関しては、慎重に検討することを強く要望する。</p>	<p>基幹放送用周波数使用計画第4の4に定める周波数を使用する難聴対策のFM補完中継局(主たるFM補完中継局)に係る空中線電力については、左記の都道府県を単位としたエリアにおいて、難聴地域で超短波放送の法定電界強度を確保するために必要最小とするものです。 なお、広域AM放送事業者がこれらの条件を満たす主たるFM補完中継局を開設する場合に、結果として隣県の難聴地域がカバーされることは、広域放送の性格にかんがみ、否定されるものではありません。</p>
<p>別紙1無線局の局種別審査基準 第2地上基幹放送局 2超短波放送局 (5)オ 他の無線局等への混信妨害等</p>	<p>FM方式によるAMラジオ放送の補完中継局の置局においては、既存FM局への受信に対する障害が発生しないことが大前提となる。 このため、既存FM局との事前検討において、既存FM局は事前に混信が生じないことを確認すべきであるとする。 また、既存FM局より高所にFM補完局を開設した場合、該当府県の周辺府県にも電波が伝搬するため、周辺府県においても十分な混信検討を行い、該当既存FM局が正式に合意したことを示す資料を添付することを条件とすべきである。</p>	<p>混信妨害の排除については、19の回答をご覧ください。 なお、周辺府県においても混信の発生可能性がある場合は同様です。</p>
【株式会社エフエム大阪】		
<p>25 全般</p>	<p>補完中継局設置の審査にあつては、既存の県域放送局に混信等の妨害を与えないように、十分に検討されること。</p>	<p>混信妨害の排除については、19の回答をご覧ください。</p>
<p>全般</p>	<p>また、補完により放送エリアが拡大せず、かつ県域を越えないように、アンテナ設置の海拔高、送信出力において十分に配慮すべきである。</p>	<p>FM補完中継局の空中線電力等の諸元については、19の回答をご覧ください。</p>
<p>全般</p>	<p>補完中継局の免許申請は、既存の県域FM放送局に事前説明をするともに、前述のような措置が考慮されていることを確認すべきである。</p>	<p>FM補完中継局の免許申請に当たって、混信妨害の発生可能性がある場合は19の回答のとおり調整結果を示す資料を申請時に提出する必要があります。</p>
【株式会社エフエム大分】		
<p>26 別添3 電波法審査基準 別紙1(第4条関係) 第2地上基幹放送局2超短波放送(地上系) (5)ウ 中波放送の聴取が困難と判断される地点が、継続的かつ原則として1キロメートル四方のメッシュ単位で一定程度の連続性を持って地域的に存在し、その原因等が具体的に確認できるものであること。</p>	<p>中波放送の難聴が発生している地域か否かの判断については、当該地域においての難聴の存在が客観的事実として把握できるようなデータを、該当局が提示すべきであり、これを条件として難聴地域を認定すべきであると考えます。</p>	<p>難聴地域の考え方については、19の回答をご覧ください。</p>

<p>別添3 電波法審査基準 別紙1(第4条関係) 第2地上基幹放送局 2超短波放送 (地上系) (5)エ(ア)A 申請局の送信設備の属する都道府県の基幹放送局の親局に使用させることのできる空中線電力(当該補完中継局の送信空中線の海拔高が当該親局よりも高くなる場合は、原則として、当該海拔高が高くなることによる放送区域の拡大を減じた空中線電力)の値を超えないものであること。</p>	<p>補完中継局の空中線電力の値が、同一地域の県域FM放送局親局の空中線電力以下に設定され、かつ送信アンテナ高も考慮に入れて、補完中継局の放送区域が、同一地域の県域FM放送局の放送区域以下に設定されることについて、賛同します。 また、空中線電力値、送信アンテナ高のみならず、その他の諸元についても、都道府県基幹放送局の親局の値を超えない、という基本的考え方により規定されることを、併せて要望します。</p>	<p>FM補完中継局の空中線電力等の諸元については、19の回答をご覧ください。</p>
<p>別添3 電波法審査基準 別紙1(第4条関係) 第2地上基幹放送局 2超短波放送 (地上系) (5)エ(ア)B (中波放送の放送対象地域が関東広域圏の場合にあたっては東京都、中京広域圏にあたっては愛知県、近畿広域圏の場合にあたっては大阪府、二の府県を含む場合(中略)にあたっては中波放送の親局の放送区域又は申請局の送信設備の設置場所の属する府県の同地域)</p>	<p>補完中継局が補完すべき放送区域について、広域AM放送の放送区域ではなく、左記の都道府県を単位としたエリアで設定されることに賛同します。</p>	<p>難聴発生地域の対象については、19の回答をご覧ください。</p>
<p>別添3 電波法審査基準 別紙1(第4条関係) 第2地上基幹放送局 2超短波放送 (地上系) (5)オ(ア) 他の無線局等への混信妨害を排除するため、補完中継局の放送区域と放送区域が重なる超短波放送を行う地上基幹放送事業者等との調整に十分配慮していること。</p>	<p>補完中継局の免許申請にあたっては、既存FM局との事前検討において、混信が発生しないことを既存FM局が事前に確認することが必要であると考えます。</p>	<p>混信妨害の排除については、19の回答をご覧ください。</p>
<p>【株式会社エフエムラジオ新潟】</p>		
<p>27 別添3 電波法審査基準 別紙1(第4条関係) 第22(5)ウ 中波放送の聴取が困難と判断される地点が、継続的かつ原則として1キロメートル四方のメッシュ単位で一定程度の連続性を持って地域的に存在し、その原因等が具体的に確認できるものであること。</p>	<p>中波放送の難聴が発生している地域か否かの判断については、当該地域においての難聴の存在が客観的事実として把握できるようなデータを、該当局が提示すべきであり、これを条件として難聴地域を認定すべきである。</p>	<p>難聴地域の考え方については、19の回答をご覧ください。</p>

<p>別添3 電波法審査基準 別紙1(第4条関係) 第22(5)エ(7)A 申請局の送信設備の属する都道府県の基幹放送局の親局に使用させることのできる空中線電力(当該補完中継局の送信空中線の海拔高が当該親局よりも高くなる場合は、原則として、当該海拔高が高くなることによる放送区域の拡大を減じた空中線電力)の値を超えないものであること。</p>	<p>補完中継局の空中線電力の値が、同一地域の県域FM放送局親局の空中線電力以下に設定され、かつ送信アンテナ高も考慮に入れて、補完中継局の放送区域が、同一地域の県域FM放送局の放送区域以下に設定されることについて賛同する。また空中線電力値、送信アンテナ高のみならず、その他の諸元についても、都道府県基幹放送局の親局の値を超えない、という基本的考え方により規定されることを、併せて要望する。</p>	<p>FM補完中継局の空中線電力等の諸元については、19の回答をご覧ください。</p>
<p>別添3 電波法審査基準 別紙1(第4条関係) 第22(5)エ(7)B 中波放送の放送対象地域が関東広域圏の場合にあたっては東京都、中京広域圏にあたっては愛知県、近畿広域圏の場合にあたっては大阪府、二の府県を含む場合にあたっては中波放送の親局の放送区域又は申請局の送信設備の設備場所の属する府県の同地域</p>	<p>補完中継局が補完すべき放送区域について、広域AM放送の放送区域ではなく、左記の都道府県を単位としたエリアで設定されることに賛同する。</p>	<p>難聴発生地域の対象については、19の回答をご覧ください。</p>
<p>別添3 電波法審査基準 別紙1(第4条関係) 第22(5)オ(7) 他の無線局等への混信妨害を排除するため、補完中継局の放送区域と放送区域が重なる超短波放送を行う地上基幹放送事業者等との調整に十分配慮していること。</p>	<p>補完中継局の免許申請にあたっては、既存FM局との事前検討において、混信が発生しないことを既存FM局が事前に確認することが必要であるとする。</p>	<p>混信妨害の排除については、19の回答をご覧ください。</p>
<p>【株式会社エフエム高知】</p>		
<p>28 別添3 電波法関係審査基準 別紙1(第4条関係) 無線局の局種別審査基準 第2 地上基幹放送局 2 超短波放送局(地上系) (5)エ 空中線電力</p>	<p>「難聴の発生している地域又は災害発生時において中波放送の継続が困難となるおそれのある地域における平成23年総務省告示第285号(超短波放送、超短波音声多重放送又は超短波文字多重放送を行う基幹放送局の地上波電界強度の値を定める件)に規定する電界強度を確保するために必要最小の値であること。」とあるが遠隔地より送信すれば対象地域の電界強度を確保する為に最大の空中線電力、実効輻射電力を認める事になり、必要以上に広域に輻射する事になり影響が大きい。 空中線電力、送信アンテナ高のみならずアンテナ諸元等に関しては慎重に検討する事を要望します。</p>	<p>FM補完中継局の開設に当たっては、他の無線局との混信排除や送信所スペースの確保の観点から、既存のFM送信所やTV送信所から電波を発射する必要がある場合が考えられます。 そのような場合に、難聴地域から補完中継局の送信点までの距離が県域FM放送親局より遠いときはその損失効果も考慮する必要があります。このため、難聴地域の法定電界強度を満たすために、FM補完中継局の空中線電力を県域FM放送親局の空中線電力を上限として、空中線の利得や指向方向を調整することにより、他地域への電波の伝搬は抑制されるものと考えます。</p>
<p>別紙1(第4条関係) 無線局の局種別審査基準 第2 地上基幹放送局 2 超短波放送局(地上系) (5)エ 空中線電力</p>	<p>放送区域に関して広域圏でなく都道府県単位とされたことに賛同します。 送信場所に関しても広域でなく都道府県単位として広い地域に影響が及ばないよう配慮いただきたい。</p>	<p>広域AM放送の主たるFM補完中継局については、24の回答をご覧ください。</p>

<p>別紙1(第4条関係) 無線局の局種別審査基準 第2 地上基幹放送局 2 超短波放送局(地上系) (5)オ(ア)</p>	<p>「補完中継局の放送区域と放送区域が重なる」とあるが県境、高所に置局及び大電力の場合は障害が広域に発生する可能性がある。放送区域が重なるのみでなく影響が考えられる地上基幹放送事業者等との間で十分な混信検討を行い、調整が必要である。</p>	<p>混信妨害の排除については、19の回答をご覧ください。</p>
【株式会社エフエム愛知】		
<p>29 別添3 電波法審査基準 別紙1(第4条関係) 第2 2(5)ウ 中波放送の聴取が困難と判断される地点が、継続的かつ原則として1キロメートル四方のメッシュ単位で一定程度の連続性を持って地域的に存在し、その原因等が具体的に確認できるものであること。</p>	<p>難聴地域の判断指標とする「一定程度の連続性」については数値等による定義を明確にし、そのデータを既存FM局を含めて第3者に提示し、客観的な判断をした上で難聴地域を認定すべきである。</p>	<p>難聴地域の考え方については、19の回答をご覧ください。</p>
<p>別添3 電波法審査基準 別紙1(第4条関係) 第2 2(5)エ(ア)A 申請局の送信設備の設置場所の属する都道府県の基幹放送局の親局に使用させることのできる空中線電力(当該補完中継局の送信空中線の海拔高が当該親局よりも高くなる場合は、原則として、当該海拔高が高くなることによる放送区域の拡大効果を減じた空中線電力)の値を超えないものであること。</p>	<p>補完中継局の空中線電力の値が、同一地域の県域FM放送局親局の空中線電力以下に設定され、かつ送信アンテナ高も考慮に入れ、補完中継局の放送区域が、同一地域の県域FM放送局の放送区域以下に設定されることには賛同するが、さらに空中線利得を含めた「送信の規模」を比較対象にすべきであり、補完局の「送信の規模」は既存FM局の規模以下とすべきである。</p>	<p>FM補完中継局の放送区域については、19の回答をご覧ください。 なお、「送信の規模」については、県域FMの置局場所とFM補完中継局の置局場所が異なることが考えられる上に、FM補完中継局は難聴地域の超短波放送の法定電界強度を確保する必要があるため、それぞれの空中線の指向方向や利得は異なることから、「送信の規模」を比較することは考えていません。</p>
<p>別添3 電波法審査基準 別紙1(第4条関係) 第2 2(5)エ(ア)B および 第2 2(5)エ(イ) 電界強度を確保するために必要最小限の値であること。</p>	<p>上記同様、当該地区を放送区域とする既存FM局の「送信の規模」を基準とし、それを超えないこととすべきである。</p>	<p>同上</p>
<p>別添3 電波法審査基準 別紙1(第4条関係) 第2 2(5)オ(ア) 他の無線局等への混信妨害を排除するため、補完中継局の放送区域と放送区域が重なる超短波放送を行う地上基幹放送事業者等との調整に十分配慮していること。</p>	<p>補完中継局の免許申請にあたっては、混信妨害を排除するため当該地域の既存FM事業者等との調整に十分配慮することとしていることに賛同するが、その混信等障害の可能性がある場合、対策方法・スケジュール等、障害の解消に向けた計画について当事者間合意の証が必要である。</p>	<p>混信妨害の排除については、19の回答をご覧ください。</p>
【静岡エフエム放送株式会社】		

30	<p>別添3 電波法審査基準 別紙1(第4条関係) 第22(5)ウ 中波放送の聴取が困難と判断される地点が、継続的かつ原則として1キロメートル四方のメッシュ単位で一定程度の連続性を持って地域的に存在し、その原因等が具体的に確認できるものであること。</p> <p>別添3 電波法審査基準 別紙1(第4条関係) 第22(5)エ(ア)A 申請局の送信設備の属する都道府県の基幹放送局の親局に使用させることのできる空中線電力(当該補完中継局の送信空中線の海拔高が当該親局よりも高くなる場合は、原則として、当該海拔高が高くなることによる放送区域の拡大を減じた空中線電力)の値をこえないものであること。</p> <p>別添3 電波法審査基準 別紙1(第4条関係) 第22(5)オ(ア) 他の無線局等への混信妨害を排除するため、補完中継局の放送区域と放送区域が重なる超短波放送を行う地上基幹放送事業者等との調整に十分配慮していること。</p>	<p>中波放送の難聴が発生しているか否かの判断については、当該地域における難聴の存在が客観的事実として確認できるデータを当該局の責任において作成することとし、これを条件に難聴地域の認定をすべきであると考えます。</p> <p>中波放送の補完中継局の空中線電力の値が同一地域の既存超短波放送局親局の空中線電力以下に規定され、かつ送信空中線高も考慮に入れて、補完中継局の放送区域が既存超短波放送局親局の放送区域以内に設定されることについては賛同します。 併せて、空中線電力の値、送信空中線高のみならず、その他の諸元についても「同一地域の既存超短波放送局の親局の値を超えない」という原則により規定されることを望みます。</p> <p>補完中継局の免許申請にあたっては、同一地域の超短波放送を行う地上基幹放送事業者等に事前に通告することとし、開設にあたっては、所管する総合通信局単位で混信検討のワーキンググループを設置するなど、隣接地域の放送局とも混信が発生しないことを確認することが必要であると考えます。</p>	<p>難聴地域の考え方については、19の回答をご覧ください。</p> <p>FM補完中継局の空中線電力等の諸元については、19の回答をご覧ください。</p> <p>混信妨害の排除については、19の回答をご覧ください。 なお、隣接地域においても混信の発生可能性がある場合は同様です。</p>
【福井エフエム放送株式会社】			
31	<p>別添3 電波法審査基準 別紙1(第4条関係)第22(5)ウ 中波放送の聴取が困難と判断される地点が、継続的かつ原則として1キロメートル四方のメッシュ単位で一定程度の連続性を持って地域的に存在し、その原因等が具体的に確認できるものであること。</p>	<p>中波放送の難聴が発生している地域か否かの判断については、当該地域において難聴の存在が客観的事実として把握できるデータの提出をすべきである。これを条件として難聴地域として認めるべきである。</p>	<p>難聴地域の考え方については、19の回答をご覧ください。</p>

<p>別添3 電波法審査基準 別紙1(第4条関係)第2 2(5)エ(A)</p> <p>申請局の送信設備の属する都道府県の基幹放送局の親局に使用させることのできる空中線電力(当該補完中継局の送信空中線の海拔高が当該親局よりも高くなる場合は、原則として、当該海拔高が高くなることによる放送区域の拡大を減じた空中線電力)の値を超えないものであること。</p>	<p>補完中継局の空中線電力の値が、同一地域の県域FM放送局親局の空中線電力以下に設定され、且つ送信アンテナ高も考慮に入れて、補完中継局の放送区域が、同一地域の県域FM放送局の放送区域に設定されているが、補完中継局はあくまでも難聴地域や災害時のハザードアップを対象にした放送区域にすべきである。また、空中線電力の値と送信アンテナ高のみならず、その他の諸元についても、都道府県基幹放送局の親局の値を超えないとされているが、既存FM中継局においても同様にすべきである。</p>	<p>主たるFM補完中継局の空中線電力は、難聴対策又は災害対策の対象地域について、FMラジオ放送の法定電界強度を確保するために必要最小のものとしています。また、県域FM中継局の空中線電力についても、FM補完中継局と同様に、県域FMの放送対象地域において、当該中継局等が適切な放送区域を確保するために必要最小のものと考えております。</p>
<p>別添3 電波法審査基準 別紙1(第4条関係)第2 2(5)エ(A)B</p> <p>中波放送の放送対象地域が関東広域圏の場合にあたって東京都、中京広域圏にあたっては愛知県、近畿広域圏の場合にあたっては大阪府、二の府県を含む場合にあたっては中波放送の親局の放送区域又は申請局の送信設備の設置場所の属する府県の同地域</p>	<p>補完中継局が補完すべき放送区域は難聴地域に対してである。広域のAM放送の放送区域ではなく、左記の都道府県を単位として、更に、その放送区域は難聴地域に対しての補完中継局とすべきである。</p>	<p>FM補完中継局の空中線電力等の諸元については、19の回答をご覧ください。</p>
<p>別添3 電波法審査基準 別紙1(第4条関係) 第2 2(5)オ(A)</p> <p>他の無線局等への混信妨害排除するため、補完中継局の放送区域と放送区域が重なる超短波放送を行う地上基幹放送事業者等との調整を十分に配慮していること。</p>	<p>補完中継局の免許申請にあたっては、難聴地域の認定を行った後に、難聴地域を対象にした放送区域の空中線電力の値と送信アンテナ高のみならず、その他の諸元については、既存FM局との事前検討において、混信や抑圧並びに相互変調が発生しないことを既存FM局が事前に確認することが必要である。</p>	<p>混信妨害の排除については、19の回答をご覧ください。</p>
<p>【株式会社エフエム群馬】</p>		
<p>32 別添3 電波法審査基準 別紙1(第4条関係)第2 2(5)ウ</p> <p>中波放送の聴取が困難と判断される地点が、継続的かつ原則として1キロメートル四方のメッシュ単位で一定程度の連続性を持って地域的に存在し、その原因等が具体的に確認できるものであること。</p>	<p>中波放送の難聴が発生している地域か否かの判断については、当該地域において難聴の存在が客観的事実として把握できるようなデータを、該当局が提出すべきであり、これを条件として難聴地域を認定すべきである。</p>	<p>難聴地域の考え方については、19の回答をご覧ください。</p>

<p>別添3 電波法審査基準 別紙1(第4条関係)第2 2 (5)エ(ア)A</p> <p>申請局の送信設備の属する都道府県の基幹放送局の親局に使用させることのできる空中線電力(当該補完中継局の送信空中線の海拔高が当該親局よりも高くなる場合は、原則として、当該海拔高が高くなることによる放送区域の拡大を減じた空中線電力)の値を超えないものであること。</p>	<p>補完中継局の空中線電力の値が、同一地域の県域FM放送局親局の空中線電力以下に設定され、かつ送信アンテナ高も考慮に入れて、補完中継局の放送区域が、同一地域の県域FM放送局の放送区域以下に設定されていることについて、賛同する。</p> <p>また、空中線電力値、送信アンテナ高のみならず、その他の諸元についても、都道府県基幹放送局の親局の値を超えない、という基本的考え方により規定されることを、併せて要望する。</p>	<p>FM補完中継局の空中線電力等の諸元については、19の回答をご覧ください。</p>
<p>別添3 電波法審査基準 別紙1(第4条関係)第2 2 (5)エ(ア)B</p> <p>中波放送の放送対象地域が関東広域圏の場合にあたっては東京都、中京広域圏にあたっては愛知県、近畿広域圏の場合にあたっては大阪府、二の府県を含む場合にあたっては中波放送の親局の放送区域又は申請局の送信設備の設置場所の属する府県の同地域</p>	<p>補完中継局が補完すべき放送区域について、広域のAM放送の放送区域ではなく、左記の都道府県を単位としたエリアで設定されることに賛同する。</p>	<p>難聴発生地域の対象については、19の回答をご覧ください。</p>
<p>別添3 電波法審査基準 別紙1(第4条関係) 第2 2(5)オ(ア)</p> <p>他の無線局等への混信妨害排除するため、補完中継局の放送区域と放送区域が重なる超短波放送を行う地上基幹放送事業者等との調整を十分に配慮していること。</p>	<p>補完中継局の免許申請にあたっては、既存FM局との事前検討において、混信が発生しないことを既存FM局が事前に確認することが必要であるとする。</p>	<p>混信妨害の排除については、19の回答をご覧ください。</p>
【株式会社エフエム仙台】		
<p>33 別添3 電波法審査基準 別紙1(第4条関係) 第2 2 (5)ウ</p> <p>中波放送の聴取が困難と判断される地点が、継続的かつ原則として1キロメートル四方のメッシュ単位で一定程度の連続性を持って地域的に存在し、その原因等が具体的に確認できるものであること。</p>	<p>中波放送の難聴が発生している地域か否かの判断については、当該地域においての難聴の存在が客観的事実として把握できるようなデータを、該当局が提示すべきであり、これを条件として難聴地域を認定すべきである。</p>	<p>難聴地域の考え方については、19の回答をご覧ください。</p>
<p>別添3 電波法審査基準 別紙1(第4条関係) 第2 2 (5)エ(ア)A</p> <p>申請局の送信設備の属する都道府県の基幹放送局の親局に使用させることのできる空中線電力(当該補完中継局の送信空中線の海拔高が当該親局よりも高くなる場合は、原則として、当該海拔高が高くなることによる放送区域の拡大を減じた空中線電力)の値を超えないものであること。</p>	<p>補完中継局の空中線電力の値が、同一地域の県域FM放送局親局の空中線電力以下に設定され、かつ送信アンテナ高も考慮に入れて、補完中継局の放送区域が、同一地域の県域FM放送局の放送区域以下に設定されることについて、賛同する。</p> <p>また、空中線電力値、送信アンテナ高のみならず、その他の諸元についても、都道府県基幹放送局の親局の値を超えない、という基本的考え方により規定されることを、併せて要望する。</p>	<p>FM補完中継局の空中線電力等の諸元については、19の回答をご覧ください。</p>

<p>別添3 電波法審査基準 別紙1(第4条関係) 第2 2(5)エ(ア)B 中波放送の放送対象地域が関東広域圏の場合にあたっては東京都、中京広域圏にあたっては愛知県、近畿広域圏の場合にあたっては大阪府、二の府県を含む場合にあたっては中波放送の親局の放送区域又は申請局の送信設備の設置場所の属する府県の同地域</p>	<p>補完中継局が補完すべき放送区域について、広域AM放送の放送区域ではなく、左記の都道府県を単位としたエリアで設定されることに賛同する。</p>	<p>難聴発生地域の対象については、19の回答をご覧ください。</p>
<p>別添3 電波法審査基準 別紙1(第4条関係) 第2 2(5)オ(ア) 他の無線局等への混信妨害を排除するため、補完中継局の放送区域と放送区域が重なる超短波放送を行う地上基幹放送事業者等との調整に十分配慮していること。</p>	<p>補完中継局の免許申請にあたっては、既存FM局との事前検討において、混信が発生しないことを既存FM局が事前に確認することが必要であると考えます。</p>	<p>混信妨害の排除については、19の回答をご覧ください。</p>
<p>【広島エフエム放送株式会社】</p>		
<p>34 別添3電波法審査基準別紙1(第4条関係)第2 2(5)ウ 中波放送の聴取が困難と判断される地点が、継続的かつ原則として1キロメートル四方のメッシュ単位で一定程度の連続性を持って地域的に存在し、その原因等が具体的に確認できるものであること。</p>	<p>中波放送の難聴が発生している地域か否かの判断にあたっては、当該地域においての難聴の存在が客観的事実として把握可能なデータを、該当局が提示し、これを条件として難聴地域を認定すべきです。</p>	<p>難聴地域の考え方については、19の回答をご覧ください。</p>
<p>別添3電波法審査基準別紙1(第4条関係)第2 2(5)エ(ア)A 申請局の送信設備の属する都道府県の基幹放送局の親局に使用させることのできる空中線電力(当該補完中継局の送信空中線の海拔高が当該親局よりも高くなる場合は、原則として、当該海拔高が高くなることによる放送区域の拡大を減じた空中線電力)の値を超えないものであること。</p>	<p>補完中継局の空中線電力の値が、同一地域の県域FM放送局親局の空中線電力以下に設定され、かつ送信アンテナ高も考慮に入れ、補完中継局の放送区域が、同一地域の県域FM放送局の放送区域以下に設定されることに、賛同いたします。また併せて、電力値、送信アンテナ高のみならず、その他の諸元についても、都道府県基幹放送局の親局の値を超えない、という基本的考え方により規定されることを要望いたします。</p>	<p>FM補完中継局の空中線電力等の諸元については、19の回答をご覧ください。</p>
<p>別添3電波法審査基準別紙1(第4条関係)第2 2(5)エ(ア)B 中波放送の放送対象地域が関東広域圏の場合にあつては東京都、中京広域圏の場合にあつては愛知県、近畿広域圏の場合にあつては大阪府、二の府県を含む場合(滋賀県・京都府・鳥取県・島根県及び佐賀県・長崎県)にあつては中波放送の親局の放送区域又は申請局の送信設備の設置場所の属する府県の同地域</p>	<p>補完中継局が補完すべき放送区域は、広域AM放送の放送区域ではなく、左記の都道府県を単位としたエリアで設定されることに賛同いたします。</p>	<p>難聴発生地域の対象については、19の回答をご覧ください。</p>
<p>別添3電波法審査基準別紙1(第4条関係)第2 2(5)オ(ア) 他の無線局等への混信妨害を排除するため、補完中継局の放送区域と放送区域が重なる超短波放送を行う地上基幹放送事業者等との調整に十分配慮していること。</p>	<p>補完中継局の免許申請にあたっては、既存FM局との事前検討で、混信が発生しないことを既存FM局が事前に確認することが必要であると考えます。</p>	<p>混信妨害の排除については、19の回答をご覧ください。</p>
<p>【株式会社エフエム熊本】</p>		

35	<p>別添3 電波法関係審査基準別紙1(第4条関係)第2 2(5)ウ 中波放送の聴取が困難と判断される地点が、継続的かつ原則として1キロメートル四方のメッシュ単位で一定程度の連続性を持って地域的に存在し、その原因等が具体的に確認できるものであること。</p> <p>別添3 電波法関係審査基準別紙1(第4条関係)第2 2(5)エ(ア)A 申請局の送信設備の属する都道府県の基幹放送局の親局に使用させることのできる空中線電力(当該補完中継局の送信空中線の海拔高が当該局よりも高くなる場合は、原則として、当該海拔高が高くなることによる放送区域の拡大を減じた空中線電力)の値を超えないものであること。</p> <p>別添3 電波法関係審査基準別紙1(第4条関係)第2 2(5)エ(ア)B 中波放送の放送対象地域が関東広域圏の場合にあつては東京都、中京広域圏にあつては愛知県、近畿広域圏にあつては大阪府、二の府県を含む場合にあつては中波放送の親局の放送区域又は申請局の放送設備の設置場所の属する府県の同地域</p> <p>別添3 電波法関係審査基準別紙1(第4条関係)第2 2(5)オ(ア) 他の無線局等への混信妨害を排除するため、補完中継局の放送区域と放送区域が重なる超短波放送を行う地上基幹放送事業者等との調整に十分配慮していること。</p>	<p>中波放送の難聴が発生している地域か否かの判断については、当該地域においての難聴の存在が客観的事実として把握できるようなデータを、該当局が提示すべきであり、これを条件として難聴地域を認定すべきと考えます。</p> <p>補完中継局の空中線電力が、同一地域の県域FM放送局親局の空中線電力以下に設定され、かつ送信アンテナ高も考慮に入れて、補完中継局の放送区域が、同一地域の県域FM放送局の放送区域以下に設定されることについて、賛同します。 また、空中線電力値、送信アンテナ高のみならず、その他の諸元のについても、都道府県基幹放送局の親局の値を超えない、という基本的考え方により規定されることを、併せて要望します。</p> <p>補完中継局が補完すべき放送区域について、広域AM放送の放送区域ではなく、左記の都道府県を単位としたエリアで設定されることに賛同します。</p> <p>補完中継局の免許申請にあたっては、既存FM局との事前検討において、混信が発生しないことを既存FM局が事前に確認することが必要であると考えます。</p>	<p>難聴地域の考え方については、19の回答をご覧ください。</p> <p>FM補完中継局の空中線電力等の諸元については、19の回答をご覧ください。</p> <p>難聴発生地域の対象については、19の回答をご覧ください。</p> <p>混信妨害の排除については、19の回答をご覧ください。</p>
【株式会社エフエム栃木】			
36	<p>別添3 電波法審査基準別紙1(第4条関係)第2 2(5)ウ 中波放送の聴取が困難と判断される地点が、継続的かつ原則として1キロメートル四方のメッシュ単位で一定程度の連続性を持って地域的に存在し、その原因等が具体的に確認できるものであること。</p>	<p>中波放送の難聴が発生している地域か否かの判断については、当該地域において難聴の存在が客観的事実として把握できるようなデータを、該当局が提出すべきであり、これを条件として難聴地域を認定すべきである。</p>	<p>難聴地域の考え方については、19の回答をご覧ください。</p>

<p>別添3 電波法審査基準 別紙1(第4条関係)第2 2 (5)エ(ア)A 申請局の送信設備の属する都道府県の基幹放送局の親局に使用させることのできる空中線電力(当該補完中継局の送信空中線の海拔高が当該親局よりも高くなる場合は、原則として、当該海拔高が高くなることによる放送区域の拡大を減じた空中線電力)の値を超えないものであること。</p>	<p>空中線電力値、送信アンテナ高のみならず、その他の諸元についても、都道府県基幹放送局の親局の値を超えない、という基本的考え方により規定されることを、併せて要望する。</p>	<p>FM補完中継局の空中線電力等の諸元については、19の回答をご覧ください。</p>
<p>別添3 電波法審査基準 別紙1(第4条関係) 第2 2(5)オ(ア) 他の無線局等への混信妨害排除するため、補完中継局の放送区域と放送区域が重なる超短波放送を行う地上基幹放送事業者等との調整を十分に配慮していること。</p>	<p>補完中継局の免許申請にあたっては、既存FM局との事前検討において、混信が発生しないことを既存FM局が事前に確認することが必要であるとする。</p>	<p>混信妨害の排除については、19の回答をご覧ください。</p>
<p>【富山エフエム株式会社】</p>		
<p>37 別添3 電波法審査基準 別紙1(第4条関係)第2 2 (5)ウ 中波放送の聴取が困難と判断される地点が、継続的かつ原則として1キロメートル四方のメッシュ単位で一定程度の連続性を持って地域的に存在し、その原因等が具体的に確認できるものであること。</p>	<p>中波放送の難聴が発生している地域か否かの判断については、当該地域において難聴の存在が客観的事実として把握できるようなデータを、該当局が提出すべきであり、これを条件として難聴地域を認定すべきである。しかし、この認定にあたってはこの基準を明確にする必要があり、更に当該県域FM局の受信エリアより拡大しないように配慮し同意を得るべきである。</p>	<p>難聴地域の考え方については、19の回答をご覧ください。 また、難聴等の発生状況、FM補完中継局の送信諸元が必要最小のものであることについて、両者の間で合意することは免許申請の条件には当たりません。</p>
<p>別添3 電波法審査基準 別紙1(第4条関係)第2 2 (5)エ(ア)A 申請局の送信設備の属する都道府県の基幹放送局の親局に使用させることのできる空中線電力(当該補完中継局の送信空中線の海拔高が当該親局よりも高くなる場合は、原則として、当該海拔高が高くなることによる放送区域の拡大を減じた空中線電力)の値を超えないものであること。</p>	<p>補完中継局の空中線電力の値が、同一地域の県域FM放送局親局の空中線電力以下に設定され、かつ送信アンテナ高も考慮に入れて、補完中継局の放送区域が、同一地域の県域FM放送局の放送区域以下に設定されることについて、賛同する。 また、空中線電力値、送信アンテナ高のみならず、その他の諸元についても、都道府県基幹放送局の親局の値を超えない、という基本的考え方により規定されることを、併せて要望する。</p>	<p>FM補完中継局の空中線電力等の諸元については、19の回答をご覧ください。</p>
<p>別添3 電波法審査基準 別紙1(第4条関係) 第2 2(5)オ(ア) 他の無線局等への混信妨害排除するため、補完中継局の放送区域と放送区域が重なる超短波放送を行う地上基幹放送事業者等との調整を十分に配慮していること。</p>	<p>補完中継局の免許申請にあたっては、既存FM局との事前検討において、混信が発生しないことを既存FM局が事前に確認することが必要であるとする。</p>	<p>混信妨害の排除については、19の回答をご覧ください。</p>
<p>【株式会社エフエム長崎】</p>		

38	<p>別紙3 電波法審査基準 別紙1(第4条関係) 第22(5)ウ 中波放送の難聴が困難と判断される地点が、継続的かつ原則として1キロメートル四方のメッシュ単位で一定程度の連続性を持って地域的に存在し、その原因等が具体的に確認できるものであること。</p>	<p>中波放送の難聴が発生している地域か否かの判断については、当該地域においての難聴の存在が客観的事実として把握できるようなデータを、該当局が提示すべきで、これを条件として難聴地域を認定すべきである。</p>	<p>難聴地域の考え方については、19の回答をご覧ください。</p>
	<p>別紙3 電波法審査基準 別紙1(第4条関係) 第22(5)エ(ア)A 申請局の送信設備に属する都道府県の基幹放送局の親局に使用させることのできる空中線電力(当該補完中継局の送信空中線の海拔高が当該親局より高くなる場合は、原則として当該海拔高が高くなることによる放送区域の拡大を空中線電力)の値を超えないものであること。</p>	<p>補完中継局の空中線電力の値が、同一地域の県域FM放送局親局の空中線電力以下に設定され、かつ送信アンテナ高も考慮に入れて、補完中継局の放送区域が、同一地域の県域FM放送局の放送区域以下に設定されることについて賛同する。 また、空中線電力値、送信アンテナ高のみならず、その他の諸元についても、都道府県基幹放送局の親局の値を超えない、という基本的考え方により規定されることを、併せて要望する。</p>	<p>FM補完中継局の空中線電力等の諸元については、19の回答をご覧ください。</p>
	<p>別紙3 電波法審査基準 別紙1(第4条関係) 第2 2(5)オ(7) 中波放送の放送対象地域が関東広域圏の場合にあっては東京都、中京広域圏にあっては愛知県、近畿広域圏にあっては大阪府、二の府県含む場合にあっては中波放送の親局の放送区域又は申請局の送信設備の設置場所の属する府県の同地域</p>	<p>補完中継局が補完すべき放送区域について、広域AM放送の放送区域ではなく、左記の都道府県を単位としたエリアで設定されることに賛同する。</p>	<p>難聴発生地域の対象については、19の回答をご覧ください。</p>
【株式会社エフエム岩手】			
39	<p>別添3 電波法審査基準 別紙1(第4条関係)第2 2 (5)ウ 中波放送の聴取が困難と判断される地点が、継続的かつ原則として1キロメートル四方のメッシュ単位で一定程度の連続性を持って地域的に存在し、その原因等が具体的に確認できるものであること。</p>	<p>中波放送の難聴が発生している地域か否かの判断については、当該地域において難聴の存在が客観的事実として把握できるようなデータを、該当局が提出すべきであり、これを条件として難聴地域を認定すべきである。</p>	<p>難聴地域の考え方については、19の回答をご覧ください。</p>
	<p>別添3 電波法審査基準 別紙1(第4条関係)第2 2 (5)エ(ア)A 申請局の送信設備の属する都道府県の基幹放送局の親局に使用させることのできる空中線電力(当該補完中継局の送信空中線の海拔高が当該親局よりも高くなる場合は、原則として、当該海拔高が高くなることによる放送区域の拡大を減じた空中線電力)の値を超えないものであること。</p>	<p>補完中継局の空中線電力の値が、同一地域の県域FM放送局親局の空中線電力以下に設定され、かつ送信アンテナ高も考慮に入れて、補完中継局の放送区域が、同一地域の県域FM放送局の放送区域以下に設定されることについて、賛同する。 また、空中線電力値、送信アンテナ高のみならず、その他の諸元についても、都道府県基幹放送局の親局の値を超えない、という基本的考え方により規定されることを、併せて要望する。</p>	<p>FM補完中継局の空中線電力等の諸元については、19の回答をご覧ください。</p>

	別添3 電波法審査基準 別紙1(第4条関係) 第2 2(5)オ(ア) 他の無線局等への混信妨害排除するため、補完中継局の放送区域と放送区域が重なる超短波放送を行う地上基幹放送事業者等との調整を十分に配慮していること。	補完中継局の免許申請にあたっては、既存FM局との事前検討において、混信が発生しないことを既存FM局が事前に確認することが必要であると考えます。	混信妨害の排除については、19の回答をご覧ください。
		【株式会社エフエム沖縄】	
40	別添3 電波法審査基準 別紙1(第4条関係)地上基幹放送局 第2超短波放送局(地上系) (5)ウ 中波放送聴取が困難と判断される地点が、継続的かつ原則として1キロメートル四方のメッシュ単位で一定程度の連続性を持って地域的に存在し、その原因等が具体的に確認できるものであること。	中波放送の聴取が発生している地域か否かの判断については当該地域において聴取の存在が客観的事実として把握できるようなデータを該当局が提示すべきであり、これを条件として難聴地域を認定すべきであります。	難聴地域の考え方については、19の回答をご覧ください。
	別添3 電波法審査基準 別紙1(第4条関係)地上基幹放送局 第2超短波放送局(地上系) (5)エ 空中線電力 (7)A 申請局の送信設備の属する都道府県の基幹放送局の親局に使用させることができる空中線電力(当該補完中継局の送信空中線の海拔高が当該親局よりも高くなる場合は、原則として当該海拔高が高くなることによる放送区域の拡大を減じた空中線電力)の値を超えないこと。	補完中継局の空中線電力の値が、同一地域の県域FM放送の親局空中線電力以下に設定され、かつ送信アンテナ高も考慮に入れて、補完中継局の放送区域が、同一地域の県域FM放送局の放送区域以下に設定されていることについて賛同します。また、空中線電力値、送信アンテナ高のみならず、そのほかの諸元についても都道府県基幹放送局の親局の値を超えないという基本的考え方により規定されることを併せて要望します。	FM補完中継局の空中線電力等の諸元については、19の回答をご覧ください。
	別添3 電波法審査基準 別紙1(第4条関係)地上基幹放送局 第2超短波放送局(地上系) (5)オ他の無線局等への混信妨害等 (7) 他の無線局等への混信妨害を排除するため、補完中継局の放送区域と放送区域が重なる超短波放送を行う地上基幹放送事業者等との調整を十分に配慮していること。	補完中継局の免許申請にあたっては、既存FM局との事前検討において、混信が発生しないことを既存FM局が事前に確認することが必要であると考えます。	混信妨害の排除については、19の回答をご覧ください。
		【株式会社エフエム青森】	
41	別添3 電波法関係審査基準 別紙1無線局の局種別審査基準 第2 地上基幹放送局 2 超短波放送局 (5)ウ	中波放送の難聴地区の判断については、当該地域が難聴である内容の客観的なデータを申請局が提示すべきである	難聴地域の判断については、19の回答をご覧ください。

<p>別紙1無線局の局種別審査基準 第2 地上基幹放送局 2 超短波放送局 (5)エ (ア)A</p>	<p>補完中継局の空中線電力の値が、同一地域の超短波放送局の空中線電力以下に設定され、かつ送信空中線高による放送区域拡大効果も考慮に入れて、補完中継局の放送区域が同一地域の超短波放送局の放送区域以下に設定されることに賛同する また、空中線電力の値、送信空中線高のみならず、総合利得その他の諸元についても、同一地域の超短波放送局の放送区域を超えないという考え方を規定されることを要望する</p>	<p>FM補完中継局の空中線電力等の諸元については、19の回答をご覧ください。</p>	
<p>別紙1無線局の局種別審査基準 第2 地上基幹放送局 2 超短波放送局 (5)エ (ア)B、(イ)</p>	<p>空中線電力について、平成23年総務省告示第285号に規定する電界強度を確保するために必要最小の値とすること、に賛同する また、同一地域の超短波放送局の放送区域を超えない必要最小の送信諸元である根拠を示した資料を提示した上で、同一地域の超短波放送局が合意したことを示すべきである</p>	<p>本訓令案に賛成する御意見として承ります。 また、難聴等の発生状況、FM補完中継局の送信諸元が必要最小のものであることについて、両者の間で合意することは免許申請の条件には当たりません。</p>	
<p>別紙1無線局の局種別審査基準 第2 地上基幹放送局 2 超短波放送局 (5)オ</p>	<p>同一地域の超短波放送に混信妨害等が発生しないこと、および超短波放送局の受信設備に係る受信障害が発生しないことを示した資料を提出し、同一地域の超短波放送を行う放送事業者との合意したことを示すべきである</p>	<p>混信妨害の排除については、19の回答をご覧ください。</p>	
	【株式会社エフエム福岡】		
42	<p>別添3 電波法審査基準 別紙1(第4条関係) 第22(5)ウ 中波放送の聴取が困難と判断される地点が、継続的かつ原則として1キロメートル四方のメッシュ単位で一定程度の連続性を持って地域的に存在し、その原因等が具体的に確認できるものであること。</p>	<p>中波放送の難聴が発生している地域か否かの判断については、当該地域においての難聴の存在が客観的事実として把握できるようなデータを、該当局が提示すべきであり、これを条件として難聴地域を認定すべきである。</p>	<p>難聴地域の考え方については、19の回答をご覧ください。</p>
	<p>別添3 電波法審査基準 別紙1(第4条関係) 第22(5)エ(ア)A 申請局の送信設備の属する都道府県の基幹放送局の親局に使用させることのできる空中線電力(当該補完中継局の送信空中線の海拔高が当該親局よりも高くなる場合は、原則として、当該海拔高が高くなることによる放送区域の拡大を減じた空中線電力)の値を超えないものであること。</p>	<p>補完中継局の空中線電力の値が、同一地域の県域FM放送局親局の空中線電力以下に設定され、かつ送信アンテナ高も考慮に入れて、補完中継局の放送区域が、同一地域の県域FM放送局の放送区域以下に設定されることについて、賛同する。 また、空中線電力値、送信アンテナ高のみならず、その他の諸元についても、都道府県基幹放送局の親局の値を超えない、という基本的考え方により規定されることを、併せて要望する。</p>	<p>FM補完中継局の空中線電力等の諸元については、19の回答をご覧ください。</p>
		【株式会社エフエム香川】	

43	<p>別紙3 電波法審査基準 別紙1(第4条関係) 第22(5)A 申請局の送信設備の属する都道府県の基幹放送局の親局に使用させることのできる空中線電力(当該補完中継局の送信空中線の海拔高が当該親局よりも高くなる場合は、原則として、当該海拔高が高くなることによる放送区域の拡大を減じた空中線電力)の値を超えないものであること。</p>	<p>補完中継局の空中線電力の値が、同一地域の県域超短波放送局親局の空中線電力以下に設定され、かつ送信アンテナ高も考慮にいれて、補完中継局の放送区域が、同一地域の県域超短波放送局の放送区域以下に設定されることに賛同します。 また、空中線電力値、送信アンテナ高のみならず、その他の諸元についても、都道府県基幹放送局の値を超えないという考え方により規定されることを併せて要望する。</p>	<p>FM補完中継局の空中線電力等の諸元については、19の回答をご覧ください。</p>
		【株式会社エフエム佐賀】	
44	<p>別添3 電波法審査基準 別紙1(第4条関係) 第22(5)エ(ア)A (一部略)基幹放送局の親局に使用させることのできる空中線電力(当該補完中継局の送信空中線の海拔高が当該親局よりも高くなる場合は、原則として、当該海拔高が高くなることによる放送区域の拡大効果を減じた空中線電力)の値を超えないものであること。</p>	<p>この原則は厳格に適用されるべきであると考えます。</p>	<p>FM補完中継局の空中線電力等の諸元については、19の回答をご覧ください。</p>
	<p>別添3 電波法審査基準 別紙1(第4条関係) 第22(5)エ(ア)B 中波放送の親局の放送区域(中波放送の放送区域が関東広域圏の場合にあっては東京都、(一部略))のうち難聴の発生している地域又は、(以下略)</p>	<p>AM補完中継局の補完放送対象地域について、広域圏の放送地域ではなく、都道府県としていることに賛同します。</p>	<p>難聴発生地域の対象については、19の回答をご覧ください。 なお、AM広域放送の放送対象地域はそれぞれ関東広域圏、中京広域圏及び近畿広域圏であり、その範囲内で災害策及び難聴対策の目的を達成するためにFM補完中継局を開設することになります。</p>
	<p>別添3 電波法審査基準 別紙1(第4条関係) 第22(5)オ(ア) 他の無線局等への混信妨害を排除するため、補完中継局の放送区域と放送区域が重なる超短波放送を行う地上基幹放送事業者等との調整に十分配慮していること。</p>	<p>AM補完中継局の免許申請にあたっては、放送区域が重なる既存FM放送局(コミュニティ放送局を含む)との混信妨害等について事前に検討を行い、混信妨害が無いことを確認することが必要であると考えます。</p>	<p>混信妨害の排除については、19の回答をご覧ください。</p>
		【横浜エフエム放送株式会社】	

45	<p>別添3 電波法審査基準 別紙1(第4条関係) 第22(5)ウ 中波放送の聴取が困難と判断される地点が、継続的かつ原則として1キロメートル四方のメッシュ単位で一定程度の連続性を持って地域的に存在し、その原因等が具体的に確認できるものであること。</p> <p>別添3 電波法審査基準 別紙1(第4条関係) 第22(5)エ(ア)A 申請局の送信設備の属する都道府県の基幹放送局の親局に使用させることのできる空中線電力(当該補完中継局の送信空中線の海拔高が当該親局よりも高くなる場合は、原則として、当該海拔高が高くなることによる放送区域の拡大を減じた空中線電力)の値を超えないものであること。</p> <p>別添3 電波法審査基準 別紙1(第4条関係) 第22(5)エ(ア)B 中波放送の放送対象地域が関東広域圏の場合にあたっては東京都、中京広域圏にあたっては愛知県、近畿広域圏の場合にあたっては大阪府、二の府県を含む場合にあたっては中波放送の親局の放送区域又は申請局の送信設備の設置場所の属する府県の同地域</p> <p>別添3 電波法審査基準 別紙1(第4条関係) 第22(5)オ(ア) 他の無線局等への混信妨害を排除するため、補完中継局の放送区域と放送区域が重なる超短波放送を行う地上基幹放送事業者等との調整に十分配慮していること。</p>	<p>中波放送の難聴が発生している地域か否かの判断については、当該地域において難聴の存在が客観的事実として把握できるようなデータを、該当局が提示すべきであり、これを条件として難聴地域を認定すべきである。</p> <p>補完中継局の空中線電力の値が、同一地域の県域FM放送局親局の空中線電力以下に設定され、かつ送信アンテナ高も考慮に入れて、補完中継局の放送区域が、同一地域の県域FM放送局の放送区域以下に設定されることについて、賛同する。 また、空中線電力値、送信アンテナ高のみならず、その他の緒元についても、都道府県基幹放送局の親局の値を超えない、という基本的考え方により規定されることを、併せて要望する。</p> <p>補完中継局が補完すべき放送区域について、広域AM放送の放送区域ではなく、左記の都道府県を単位としたエリアで設定されることに賛同する。</p> <p>補完中継局の免許申請にあたっては、既存FM局との事前検討において、混信が発生しないことを既存FM局が事前に確認することが必要であるとする。</p>	<p>難聴地域の考え方については、19の回答をご覧ください。</p> <p>FM補完中継局の空中線電力等の諸元については、19の回答をご覧ください。</p> <p>難聴発生地域の対象については、19の回答をご覧ください。</p> <p>混信妨害の排除については、19の回答をご覧ください。</p>
【株式会社エフエム滋賀】			
46	<p>別添3 電波法審査基準 別紙1(第4条関係) 第22(5)ウ 中波放送の聴取が困難と判断される地点が、継続的かつ原則として1キロメートル四方のメッシュ単位で一定程度の連続性を持って地域的に存在し、その原因等が具体的に確認できるものであること。</p>	<p>中波放送の難聴が発生している地域か否かの判断については、当該地域においての難聴の存在が客観的事実として把握できるようなデータを、該当局が提示すべきであり、これを条件として難聴地域を認定すべきである。</p>	<p>難聴地域の考え方については、19の回答をご覧ください。</p>

<p>別添3 電波法審査基準 別紙1(第4条関係) 第2 2(5)エ(ア)A 申請局の送信設備の設置場所の属する都道府県を放送対象地域とする超短波放送を行う他の基幹放送事業者の基幹放送局の親局に使用させることのできる空中線電力(当該補完中継局の送信空中線の海拔高が当該親局よりも高くなる場合は、原則として、当該海拔高が高くなることによる放送区域の拡大効果を減じた空中線電力)の値を超えないものであること。</p>	<p>補完中継局の空中線電力の値が、同一地域の県域FM放送局親局の空中線電力以下に設定され、かつ送信アンテナ高も考慮に入れて、補完中継局の放送区域が、同一地域の県域FM放送局の放送区域以下に設定されることについて、賛同する。 また、空中線電力値、送信アンテナ高のみならず、その他の諸元についても、都道府県基幹放送局の親局の値を超えない、という基本的考え方により規定されることを、併せて要望する。</p>	<p>FM補完中継局の空中線電力等の諸元については、19の回答をご覧ください。</p>
<p>別添3 電波法審査基準 別紙1(第4条関係) 第2 2(5)エ(ア)B 中波放送の放送対象地域が関東広域圏の場合にあつては東京都、中京広域圏の場合にあつては愛知県、近畿広域圏の場合にあつては大阪府、二の府県を含む場合にあつては中波放送の親局の放送区域又は申請局の送信設備の設置場所の属する府県の同地域</p>	<p>補完中継局が補完すべき放送区域について、広域AM放送の放送区域ではなく、左記の都道府県を単位としたエリアで設定されることに賛同する。</p>	<p>難聴発生地域の対象については、19の回答をご覧ください。</p>
<p>別添3 電波法審査基準 別紙1(第4条関係) 第2 2(5)オ(ア) 他の無線局等への混信妨害を排除するため、補完中継局の放送区域と放送区域が重なる超短波放送を行う地上基幹放送事業者等との調整に十分配慮していること。</p>	<p>補完中継局の免許申請にあたっては、既存FM局との事前検討において、混信が発生しないことを既存FM局が事前に確認することが必要であると考ええる。</p>	<p>混信妨害の排除については、19の回答をご覧ください。</p>
<p>【株式会社エフエム山陰】</p>		
<p>47 別添3 電波法審査基準 別紙1(第4条関係) 第2の2(5)ウ 中波放送の聴取が困難と判断される地点が、継続的かつ原則として1キロメートル四方のメッシュ単位で一定程度の連続性を持って地域的に存在し、その原因等が具体的に確認できるものであること。</p>	<p>中波放送の難聴地域については、該当局が具体的データを公表し、客観的に存在地域の有無を確認できることとする。また、当該難聴地域が小規模に限定する場合は親局エリアであっても、小(中)電力中継局でカバーすることを原則としていただきたい。</p>	<p>難聴地域の考え方については、19の回答をご覧ください。 また、難聴対策のFM補完中継局に係る空中線電力については、難聴地域で超短波放送の法定電界強度を確保するために必要最小とするものです。</p>
<p>別添3 電波法審査基準 別紙1(第4条関係) 第2の2 (5)エ 中波放送の親局の放送区域(広域、二の府県を含む)のうち、難聴が発生している地域に規定する電界強度を確保するために必要最小の値であること。</p>	<p>広域圏の難聴地域の対策のため、遠隔地から送信することは、必要以上の輻射電力となり、「電界強度は必要最小値」の規定と整合性がとれない。送信場所及び送信諸元は、都道府県単位として、一挙に広域に影響が及ばないように慎重に検討していただきたい。</p>	<p>主たるFM補完中継局の送信点については、28の回答をご覧ください。</p>

<p>別添3 電波法審査基準 別紙1(第4条関係) 第2の2 (5)エ(イ) その他の補完中継局の場合にあつては、原則100W以下とし、中波放送の中継局等の放送区域のうち難聴が発生している地域は、電界強度を必要最小の値であること。</p>	<p>その他の補完中継局の放送区域が、同一地域の県域FM放送局の放送区域以下に設定されることに賛同する。また、AM局の難聴対策として、すでにAM周波数の割り当てが有る場合は、AM波による難聴対策を先行するべきと考えます。</p>	<p>FM補完中継局の放送区域については、19の回答をご覧ください。 また、AM波による難聴対策については、国際調整を伴う周波数の確保が非常に困難であること、大規模な土地や送信設備が必要なことから、放送ネットワークの強靱化に関する検討会の中間取りまとめを踏まえて、FM補完中継局の活用を推進するものです。</p>
【株式会社エフエム岐阜】		
<p>48 電波法関係審査基準 第2章 第3条(8)イ</p>	<p>補完中継局の整備に要する費用負担が、免許の有効期間における確実な事業の計画の実施に支障を来すものではないことは当然だが、その費用捻出の方法に留意いただきたい。 今回は置局費用の3分の1を補助金で賄う一方で、残り3分の2を自己負担できる局のみが補完中継局を整備できることになっている。特に地方のAMラジオ事業社はテレビとの兼営社が多数であり、多くの既存FM局がラジオ単営局であることに比べると十分な資金力を持っている。 今回はAMラジオ放送のFM波による補完に関する置局であり、補助金の申請・交付のもと難聴対策を行えるが、既存FM局がAMラジオ局のFM補完並みの難聴対策のための置局を行う場合、その費用は全額を負担せねばならず補助金の申請すらままならない現実がある。公平な競争の実現を強く要請する。具体的には、補完中継局の整備につき、テレビ兼営社においてはラジオ事業を単体として取り上げた上で、もしくはラジオ事業を分社化した上で、もしくは、事業計画及び当該費用負担詳細を提出すべきと考える。</p>	<p>いただいた御意見については、今後の放送行政の推進に当たっての参考意見として承ります。 なお、平成26年度において執行を予定している「民放ラジオ難聴解消支援事業」は、ラジオ放送の難聴解消を図るためのFM中継局の整備費用について、その一部を補助するものであり、FM事業者による難聴対策も補助の対象に含まれています。</p>
<p>電波法関係審査基準 別紙1 第2 2 (5)</p>	<p>補完中継局の開設目的は、あくまで災害対策、外国波混信対策、都市型難聴対策、地理的・地形的難聴対策のいずれかであり、国土強靱化の一環としての技術的側面からの対応であると理解している。しかし、前回までの意見募集の後、現場では補完中継局設置を営業的側面で悪用している実態がある。具体的には、申請候補局自身による、国主導のAM局による補完中継局設置により将来的にFM単営社は潰れるといった広告市場への吹聴、AM・FM2波とFM1波との広告効果比較で後者を軽んじる論を展開する営業の妨害、さらには、それらを説得理由としたFM単営社の出演者の引き抜きである。このような行為は補完中継局設置の本来の趣旨から甚だ逸脱しており、非常に困惑している。申請局への補完中継局免許基準に関する指導の徹底、悪用の兆候が見られた際の免許承認の見直しを強く求める。</p>	<p>いただいた御意見については、今後の放送行政の推進に当たっての参考意見として承ります。 なお、営業上の事案については、基本的には民間事業者間で対応すべきものと考えますが、その際においても、FM補完中継局制度の趣旨を適切に踏まえていただくことが重要と考えます。</p>

<p>電波法関係審査基準 別紙1 第2 2 (5) エ (ア) A</p>	<p>「当該補完中継局の送信空中線の海拔高が当該親局よりも高くなる場合は、原則として、当該海拔高が高くなることによる放送区域の拡大効果を減じた空中線電力」とあるが、補完中継局の送信空中線設置場所についても、「基幹放送局の開設の根本的基準」(第7条第1項第2号)が適用されると考える。</p>	<p>ご指摘のとおり、送信空中線の設置場所については、基幹放送局の開設の根本的基準に規定されているとおり、他の無線局と混信等が発生しないよう、放送の種類を同じくする放送局と放送区域の全部又は大部分が共通となる場合は送信空中線の設置場所は近接したものであることが適当と考えています。</p> <p>一方で、FM補完中継局の開設に当たっては、送信所スペースの確保等の観点から、既存のTV送信所等から電波を発射する必要があることも考えられます。そのような場合に混信妨害の発生の可能性があるときには中波放送事業者と超短波放送事業者との間で妨害の排除の対策等に関する調整を行っていただき、免許申請においてその結果を示す資料の提出が必要になります。</p>
	<p>【株式会社CROSS FM】</p>	